

指定市町村事務受託法人に関する運営要綱

一般社団法人 北海道介護支援専門員協会

一般社団法人 北海道介護支援専門員協会（以下、「協会」という。）は、激甚災害の指定を受けた市町村からの指定市町村事務（介護保険法第24条の二第2項「指定市町村受託法人は前項第二号の事務を行うときは、介護支援専門員その他厚生労働省令で定めるものに当該委託に係る調査を行わせるものとする。」、以下「認定調査」という。）の要請に応えるため、その受託運営について以下のとおり定める。

（委託の契約）

第1条 激甚災害の指定を受けた市町村からの訪問調査を支援するため、指定市町村事務の委託契約を取り交わす。（別紙様式1）

（調査の受託と依頼）

第2条 当該市町村より訪問調査の依頼を受託するのは、協会事務局とする。

- 2 調査依頼を受託した場合は、直ちに訪問調査を依頼する介護支援専門員を選定する。
- 3 訪問調査を行う予定の介護支援専門員は、事前に事務局に登録する。（別紙様式2）
- 4 前項で登録した介護支援専門員に対し、調査員証（別紙様式3）を交付する。

（訪問調査員）

第3条 訪問調査員は、原則として本協会の会員であること。

- 2 訪問調査員は、介護支援専門員の登録有効期間内であること。
- 3 訪問調査員は、調査員研修を受講済みであること。
- 4 訪問調査の公平性を担保するため、当該ケースの担当以外の者が調査すること

（調査方法）

第4条 訪問調査の実施に当たっては、認定調査重要事項説明書（別紙様式4）により被保険者の同意を得たうえで実施する。

（訪問調査結果の提出）

第5条 訪問調査を行った介護支援専門員は、その結果を指定の期日までに当該市町村の介護保険担当部署へ郵送にて提出すること。

- 2 訪問調査を実施した結果は、毎月末で集計し協会事務局へ報告すること。（別紙様式5）

(調査費用)

第6条 訪問調査費は、調査に要した交通費、宿泊費の実費及び日当(2,000円/日)とし、当該市町村との委託契約に基づき委託料として請求する。

2 協会事務局は、訪問調査報告書に基づき、当該市町村別に取りまとめて翌月末までに各市町村に請求する。

(守秘義務)

第7条 訪問調査員及び業務受託者は、調査事務に関して知りえた個人情報はすべて秘密とし、これを漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の保護)

第8条 この事業に係る個人情報者は、本会個人情報管理規程(平成30年1月28日施行)に基づき適正に処理するものとする。

(その他)

第9条 訪問調査員は訪問調査の実施に関し、事故が発生した場合は家族への対応及び事故後の対策を行った後、速やかに事故報告書(別紙様式6)を作成し事務局に提出する。

2 事務局は前項の報告並びに苦情等を受けた場合は、クレーム・苦情・事故等受付票(別紙様式7)を整理し処理に当たる。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。